

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」  
研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成26年1月27日

独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター  
「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会

# 目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的	3
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」	
研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 「音声つぶやきによる医療・介護サービス空間のコミュニケーション革新」	
研究代表者：内平 直志（北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科 教授）	9
2-2. 「サービスシステムモデリングによる産業集積における価値共創の可視化と支援」	
研究代表者：木嶋 恭一（東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授）	13
2-3. 「顧客経験と設計生産活動の解明による顧客参加型のサービス構成支援法 ～観光サービスにおけるツアー設計プロセスの高度化を例として～」	
研究代表者：原 辰徳（東京大学 人工物工学研究センター 講師）	16
2-4. 「文脈視点によるサービス価値共創モデルの研究」	
研究代表者：藤川 佳則（一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 准教授）	20
【参考資料】	
参考1：検討経緯	24
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則	25

# 1. 評価の概要

科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則」（平成 25 年 10 月 31 日 平成 25 年規則第 118 号）」に基づき、「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」の研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

## 1-1. 評価対象

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」（プログラム総括：土居 範久／慶應義塾大学 名誉教授）において、平成 22 年度に採択され平成 25 年度に終了した研究開発プロジェクト（別表）を評価の対象とした。

（別表）

採択年度	研究アプローチ（*）	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
平成 22	A	音声つぶやきによる医療・介護サービス空間のコミュニケーション革新	内平 直志	北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科 教授	3 年間
		サービスシステムモデリングによる産業集積における価値共創の可視化と支援	木嶋 恭一	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	2 年 4 カ月 ※
	B	顧客経験と設計生産活動の解明による顧客参加型のサービス構成支援法～観光サービスにおけるツアー設計プロセスの高度化を例として～	原 辰徳	東京大学 人工物工学研究センター 准教授	3 年間
		文脈視点によるサービス価値共創モデルの研究	藤川 佳則	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 准教授	3 年間

※ 研究開発プログラムにおいて、研究開発の進展状況を評価した上で研究開発費の縮減および研究開発期間の短縮を実施。

（\*）研究アプローチについて

研究アプローチ A. 問題解決型研究：具体的なサービス分野を対象に、当該サービス分野に係る問題解決のための技術・方法論等を開発し、問題を解決するとともに、得られた技術・方法論が「サービス科学」の研究基盤の構築に貢献することを目的とする研究。

研究アプローチ B. 横断型研究：研究エレメントに焦点を当て、新たな知見を創出し積み上げることで体系化し、「サービス科学」の研究基盤を構築します。それにより、知見が将来的に現場の様々な問題解決に応用され、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に貢献することを目的とする研究。

## 1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

## 1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

### 「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会委員

役職	氏名	現職（平成26年1月時点）
委員長	妹尾 堅一郎	特定非営利活動法人 産学連携推進機構 理事長
委員	浅見 正弘	富士フイルム株式会社 執行役員
委員	荒井 寿光	東京中小企業投資育成株式会社 相談役
委員	石垣 恭子	兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授
委員	伊藤 順朗	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役 執行役員
委員	久寿良木 健	サイバーアイ・エンタテインメント株式会社 代表取締役社長 CEO
委員	熊坂 賢次	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
委員	嶋口 充輝	公益社団法人日本マーケティング協会 理事長
委員	下川 一哉	株式会社日経 BP 「日経デザイン」編集長
委員	関口 智嗣	独立行政法人産業技術総合研究所 副研究統括（情報通信・エレクトロニクス分野）
委員	矢入 郁子	上智大学 理工学部 准教授

## 1-4. 研究開発プログラムの概要

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」は、平成 22 年度より開始され、研究開発プログラムの目的と推進方法について、以下のとおり設定された。

### 1-4-1. 問題解決型サービス科学研究開発プログラムとは

問題解決型サービス科学研究開発プログラムとは、社会の具体的あるいは潜在的なニーズを把握し、実データや事例を利用し、分野融合型のアプローチで、問題解決のための技術・方法論等を開発するとともに、さらに「サービス科学」の研究基盤構築を目指した研究を推進するものである。

### 1-4-2. 「サービス」及び「サービス科学」の考え方

サービスは社会的・経済的価値を生み出す機能を有し、金融業や小売業、情報サービス等から、環境・エネルギー、行政、福祉・医療等の公的サービスまで幅広い分野に至るが、従来、サービスは商品に付加的なもの、あるいは製造業と区分されたサービス産業における商品として捉えられてきた側面がある。

一方、サービスにより生まれる価値には、サービスと貨幣との交換によって生まれる価値（交換価値）に留まらず、モノやサービスを利用することによって生まれる価値（利用価値）までも含まれ、サービス（サービス業）とモノ（製造業）とは不可分であるという考え方が近年、世界的に広がりつつある。

以上より、本プログラムでは、「サービス」を「提供者による、被提供者のための価値創造を目的とした機能の発現」と捉える。

また、本プログラムの「サービス科学」が従来の科学研究やサービス関連の研究開発と異なるのは、既存のサービスに科学的アプローチを導入してその効率化や最適化を図るだけでなく、社会における様々なサービスについて、サービスの提供者と被提供者を含むアプローチにより、科学的な概念・理論・技術・方法論の知見を生み活用していくことで、新しい学問的基盤の構築と価値の向上や創造を実現しようとする点である。

なお、ここで用いる「科学」は、数学や情報通信工学等までも含む自然科学分野と、マネジメントやマーケティング、文化人類学等の人文・社会科学分野の両方を含むものである。以上を踏まえ、本プログラムでは「サービス科学」を「サービスに係わる科学的な概念・理論・技術・方法論を構築する学問的活動、及びその成果を活用すること」と捉える。

### 1-4-3. 研究開発プログラムの目的

- (1) 社会における様々なサービスを対象に、その質・効率の向上と新しい価値の創出・拡大のために、問題解決に有効な技術・方法論等を開発する。抽出した知見を積み上げていくことで、「サービス科学」の概念・理論・技術・方法論を創出して、将来的に様々な分野のサービスで応用可能な研究基盤を構築する。
- (2) 「サービス科学」の横断的要素を科学的に検証し、一般化・体系化することで、「サービス科学」の研究基盤を構築する。
- (3) 新しい技術・方法論等の研究成果を様々なサービスに活用し、個々の問題を解決す

ることで、社会に貢献する。

- (4)「サービス科学」の研究者・実践者の連携・協働を促し、コミュニティ形成に貢献する。

#### 1-4-4. 二種類の研究アプローチ：A. 問題解決型研究と B. 横断型研究

上記の目的を達成するために、本プログラムでは具体的なサービスに係わる問題解決を起点とする「A. 問題解決型研究」と、「サービス科学」の研究エレメントを起点とする「B. 横断型研究」の二種類の研究アプローチを設定する。

A. 問題解決型研究の問題解決と B. 横断型研究の科学的な概念・理論・技術・方法論の創出とが補完的に働き、「サービス科学」の研究エレメントが一般化・体系化されること、基盤構築の進捗が期待される。

- 【A】**「問題解決型研究」：具体的なサービスの問題を対象に、問題解決のための技術・方法論などを開発し、問題を解決するとともに、得られた技術・方法論が「サービス科学」の研究基盤の構築に貢献することを目的とする研究。
- 【B】**「横断型研究」：研究エレメントに焦点を当て、新たな知見を創出し積み上げることで体系化し、「サービス科学」の研究基盤を構築する。それにより将来的に現場のさまざまな問題解決に応用され、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に貢献することを目的とする研究。

なお、平成 23、24 年度の公募においては、B. 「横断型研究」の下に、文理融合に重点を置いた B1（文理融合型）と、人文・社会科学系に重点を置き、長期的な理論形成を指向する B2（人文・社会科学型）を設定した。（B1・B2 の設定は平成 24 年度で終了）

本研究開発プログラムで平成 22 年度から平成 25 年度までに採択した研究開発プロジェクトは、以下の通りである。プロジェクト企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間調査を行ったものである。

### <平成 22 年度採択研究開発プロジェクト>

研究 アプローチ	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開 発期間
A	音声つぶやきによる医療・介護サービス空間のコミュニケーション革新	内平 直志	北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科 教授	3 年間
	サービスシステムモデリングによる産業集積における価値共創の可視化と支援	木嶋 恭一	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	2 年 4 カ月 ※1
B	顧客経験と設計生産活動の解明による顧客参加型のサービス構成支援法～観光サービスにおけるツアー設計プロセスの高度化を例として～	原 辰徳	東京大学 人工物工学研究センター 准教授	3 年間
	文脈視点によるサービス価値共創モデルの研究	藤川 佳則	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 准教授	3 年間

※1 研究開発プログラムにおいて、研究開発の進展状況を評価した上で研究開発費の縮減および研究開発期間の短縮を実施。

### <平成 22 年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査 期間
国別適応型サービス設計のためのサービス価値導出プロセスの観測と同定のための企画調査	浅間 一	東京大学大学院 工学系研究科 教授	6 カ月間
製販一体型の情報循環実現に向けた顧客サービスの計測・解析に関する企画調査	貝原 俊也	神戸大学大学院 システム情報学研究科 教授	6 カ月間
地方都市活性化のための社会シミュレーションモデル企画調査	寺野 隆雄	特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合 調査研究委員会 調査員	6 カ月間
医療・介護サービスにおける場づくりと共創的イノベーションに関する企画調査	三宅 美博	東京工業大学大学院 総合理工学研究科 准教授	6 カ月間

＜平成23年度採択研究開発プロジェクト＞

研究 アプローチ	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職 (平成26年1月時点)	研究開 発期間
A	農業水利サービスの定量的評価と需要主導型提供手法の開発	飯田 俊彰	東京大学大学院 農学生命科学研究科 講師	3年間
	サービス指向集合知に基づく多言語コミュニケーション環境の実現	石田 亨	京都大学大学院 情報学研究科 教授	3年間
B1	日本型クリエイティブ・サービスの理論分析とグローバル展開に向けた適用研究	小林 潔司	京都大学 経営管理大学院 教授 経営管理研究センター長	3年間
B2	やさしい社会の実現を目指したサービスにおける利他性の研究：自殺防止相談員の事例を中心に	舘岡 康雄	静岡大学大学院 工学研究科 教授	2年 10ヶ月 ※2
B1	医療サービスの「便益遅延性」を考慮した患者満足に関する研究	藤村 和宏	香川大学 経済学部 教授	3年間

※2 研究開発プログラムにおいて、研究開発の進展状況を評価した上で平成25年7月に終了。

＜平成24年度採択研究開発プロジェクト＞

研究 アプローチ	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職 (平成26年1月時点)	研究開 発期間
A	共創的デザインによる環境変動適応型サービスモデルの構築～レストランサービスを例として～	貝原 俊也	神戸大学大学院 システム情報学研究科 教授	3年間
	文化的な空間における触発型サービスによる価値創造	中小路 久美代	株式会社SRA 先端技術研究所 所長	3年間
	ITが可能にする新しい社会サービスのデザイン	中島 秀之	公立はこだて未来大学 学長	3年間
	介護業務における情報活用基盤を用いた介護の質の評価に基づく、新しい「人財教育・評価サービス」の検討・実用化	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部 学部長／教授	3年間
B1	金融サービスにおける企業・従業員・顧客の共創価値測定尺度の開発	戸谷 圭子	同志社大学大学院 ビジネス研究科 准教授	3年間



### <平成25年度採択研究開発プロジェクト>

研究 アプローチ	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職 (平成26年1月時点)	研究開 発期間
A	経験価値の見える化を用いた共創的技術eラーニングサービスの研究と実証	浅間 一	東京大学大学院 工学系研究科 教授	3年間
	救命救急サービスを核とした地域の安心・安全を創出する知的社会サービス基盤の創生	濱上 知樹	横浜国立大学大学院工学研究院 教授	3年間
B	高等教育を対象とした提供者のコンピテンシーと受給者のリテラシーの向上による共創的価値の実現方法の開発	下村 芳樹	東京大学大学院 工学系研究科 准教授	3年間
	価値創成クラスモデルによるサービスシステムの類型化とメカニズム設計理論の構築	西野 成昭	東京大学大学院 工学系研究科 准教授	3年間

## 1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウントビリティー」の両面から評価することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、平成22年度に採択され、平成25年度に終了した研究開発プロジェクトについて、「ピアレビュー」、すなわち当該領域・プログラムに係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウントビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

評価にあたっては、本評価のために研究代表者が作成した「事後評価用資料（非公開）」「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション・質疑応答及び評価委員による意見交換を基に行った。

## 2. 「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」 研究開発プロジェクト事後評価

【平成22年度採択（平成25年度終了）研究開発プロジェクト】

### 2-1. 「音声つぶやきによる医療・介護サービス空間のコミュニケーション革新」

研究代表者：内平 直志（北陸先端科学技術大学院大学  
知識科学研究科 教授）

（期間：3年間、直接経費総計：約89百万円、研究アプローチ：A. 問題解決型研究）

#### 2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、成果は得られたが限定的であると評価する。

本プロジェクトの研究開発目標は、「行動型サービスを効果的にかつ効率的に行うことを支援するシステムおよび手法の実現」であり、その目的の達成のために「サービス空間可視化評価システム」を開発し、そのシステムを医療・介護サービスの実フィールドに適用することで、3つのサービス価値「即時対応品質の向上」「個別ケアプラン品質向上」「職場全体のケア業務品質向上」が創造できることを「確認」することであった。

本プロジェクトは、これに対するアプローチとして、「つぶやき時空間コミュニケーションシステム」と「サービス空間可視化評価システム」の研究開発を実施した。音声つぶやきによる「気づき」の誘発や収集とその共有による、看護・介護現場でのコミュニケーションやケアの連携と記録と業務遂行の質の向上については、一定の成果が得られたといえる。介護現場のような社会的なニーズの高い分野で具体的な手段を提供したことは評価できる<sup>1</sup>。

ただ、その成果について、「気づき」が具体的にどのように現場で活用され、サービス空間のコミュニケーションにどのような変革がみられたかという効果については、個別の現場の事例の分析に留まってしまった感がある。今後、サービス現場の制約を考慮しつつも、つぶやきシステムを用いた振り返りワークショップや様々なケースでの試行錯誤を繰り返しながら、サービス現場での効果的・効率的なつぶやきシステムの活用に向けた分析が行われることを期待する。

また、看護・介護の現場でこのツールがどのように活用されるのかが重要である。本プロジェクトの成果として期待されるのは、「気づき」の熟練度の差異を基にした看護・介護現場の人材育成であろう。介護行為の「気づき」とその共有化という視点は、看護・介護

<sup>1</sup> 平成26年4月、株式会社東芝より、本プロジェクトの成果を、在宅・医療介護サービス向けに実用化する予定であることが発表された。

参考：株式会社東芝 株主通信 2014年春号「音声つぶやきSNSで在宅・医療介護の情報共有を可能にし、連携を支援 2013年度実証実験、2014年度実用化」

[https://www.toshiba.co.jp/about/ir/ip/library/or/or2014/sp/html/or2014sp\\_02.htm](https://www.toshiba.co.jp/about/ir/ip/library/or/or2014/sp/html/or2014sp_02.htm)

現場での期待は大きいので、さらなる改善がなされれば、医療福祉分野での新しい人材育成の効率的な手法の開発という観点で大きな成果が期待できる。また、これからの医療・介護サービス分野への展開と、保守、接客などの分野への展開には、さらに膨大な情報量や用語量を持つ分野でのフィルタリング、データベース、標準化技術の可視化が必要であろう。他分野への音声つぶやき交換機<sup>2</sup>の応用についての方法論のさらなる一般化を期待したい。

## 2-1-2. 項目別評価

### 2-1-2-1. 目標設定の状況

本研究開発プログラムの目的に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは適切・妥当であったと評価する。

医療・介護に代表される「行動型サービスの業務効率化」という目標は、「サービス科学」の進展には一定の意義があり、個別具体的なテーマとしては適切・妥当であるといえる。「音声つぶやき」を通して、医療・介護サービスの現場でのコミュニケーションと意思疎通を潤滑にし、そこで発見された「気づき」を通して看護・介護の質的な向上を目指すというアプローチは、十分成果が期待できるものであった。当初は看護・介護の効率化であったが、質の向上に比重を移し、そこでのキー概念を「気づき」に変更したことは、単なるハード、ソフト開発ではなく、その効果に視座を移したという点で評価に値する。

しかし、何をもって質的な向上とするかについては課題が残る。本プロジェクトは、スタッフの業務改善が必要な場面の抽出のために「喜び度<sup>3</sup>」という尺度を導入しているが、その尺度の開発過程や基準、実施の詳しい手順等を示す必要があると考える。また、これは介護スタッフの主観的な評価であるため、客観的な評価方法となるような工夫がほしいところである。要介護者が自分の意見を表出できない場合も多いが、サービス受容者側からの評価を得ることなくスタッフの業務改善が必要な場面を抽出することの妥当性や、評価尺度の信頼性を検証し、介護サービスの業務改善のために有効に利用されるように精緻化していただきたい。

介護サービスは主に要介護者の生活支援であるため、医療サービスと比較してコミュニケーションの情報量と範疇は格段に少ない。一方、医療・看護サービスでは、生活支援の他、医療行為支援、薬剤、検査分野に対する支援行為等、今回扱われる情報量より格段に多く、より迅速な対応が必要となる等の技術的な課題がある。それに加え、医療安全上のリスクを考慮しながら研究開発を進める必要があり、克服すべき課題が多いはずである。介護サービス空間でのシステム開発と実証に焦点を当てた本プロジェクトの研究成果が、

<sup>2</sup> 本プロジェクトでは音声認識から抽出されたテキスト、Bluetooth位置マーカを用いた位置情報、時間などから音声つぶやき分析し、必要な人に、適切なタイミングで、適切な形式で配信する音声交換機を開発した。また、音声インタフェースのデバイスを評価し、実フィールドに適合したインターフェイスシステムを構築した。本システムの特徴は、「音声つぶやき交換機」を使って、音声つぶやきを自動的に分類・配信することで、他のケアスタッフが負担をかけずに活用できる。

<sup>3</sup> 喜び度：ケア業務品質の向上のための業務改善場面の抽出のために、患者・要介護者とケアスタッフの双方の気持ちの満足度（喜び度）を実証実験で収集した655件のつぶやきについて、+2、+1、0（影響無し）、-1、-2の5段階でケアスタッフ自身が評価した。

実際に医療・看護の現場へも効果的に展開できるかどうか、今後の課題として取り組まれることを期待したい。

プロジェクト当初は、つぶやきの収集に独自ハードウェア環境を開発するというものであった。「音声つぶやき時空間システム」に関わる技術は革新的なものとはいえないが、音声つぶやき情報のフィルタリングや、標準化された介護行為のデータベース化、推定エンジンに関わる技術に新規性が認められる。

## 2-1-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に貢献した・しうると評価する。

本プロジェクトが対象としたサービス科学の課題は、「行動型サービスの質と効率の向上」であった。それを実現するための「音声つぶやき時空間コミュニケーションシステム」と「サービス空間可視化・評価システム」の開発の目標と「気づきの収集と活用」という視点はユニークである。

現状では、横展開には多くの課題があるように思われるが、つぶやきデータの収集・分析から、介護行為の気づきとそれを共有化するという視点は、看護・介護現場での期待が大きい。さらなる改善がなされれば、医療福祉分野での新しい人材育成の効率的な手法の開発にも有効であると期待できる。

様々なサービスが ICT の力を借りて変貌しようとしている中で、本プロジェクトのツールは、既に開発・構築されてきている類似の多様なシステムとどのように統合し、よりよいサービスまたは研究基盤の構築をしていくかという視点で整理することが重要である。エレベータの保守サービスへと展開した実績があるが、社会的なニーズの高い医療・介護の人手不足の解消、サービス向上への貢献に加え、他分野への応用に期待したい。

他の行動型サービスの質と効率向上へ寄与しうる技術として活用されるように、さらにプロジェクト自ら積極的に情報の公開や成果の発表をしていただきたい。

## 2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトにより得られた成果は、プログラムが設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献しうるが限定的であると評価する。

音声つぶやき交換機はユニークであり、今まで記録にしえなかった情報を記録に残せるなど、学術的にも技術的にもある程度の貢献があったと言える。音声つぶやきの自動分類の精度を上げることで、看護・介護用の特殊な辞書機能の向上をはかり、実用度を向上させたことの新規性と独創性は認められる。

しかしながら、音声つぶやきシステムの利用に関しては、現状は介護の生活支援という限定的な範囲の実証であるため、緊急性やリスクを伴う医療・看護サービスの現場に早期に導入できる可能性については判断が難しい。また、気づきそのものの検討では、その概念化に着手し始めたところであるため、プロジェクトが本来目指した目的に照らすとまだ十分とはいえない。つぶやきと「気づき」との関連性、つぶやきのどのような要因や条件が「気づき」に変換されることになるのか等、分析を進めて体系化を目指していただきたい。

#### 2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であると評価する。

大学とシステムベンダー、介護現場がうまく連携を取ってプロジェクトが進められた。大学と企業との関係は、役割分担も明確で、その連携と統合についても、組織体制が十分に整備されていたと思われる。特定の施設内の介護現場におけるケアスタッフに焦点を当てた結果、ほぼ有効な実装実験が行えたものと思われる。

プロジェクト期間内で実証された対象では介護サービスに限定されていたため、他の産業、業態への汎化、展開については、業種、業態の特徴に応じてカスタマイズが必要となるであろう。サービス科学の基盤構築のためにも、その点をより明らかにすることが必要と考える。今後の展開についてはその事例を増やし、その可能性を広げて、積極的に発表していただきたい。

音声つぶやき交換機のコアである介護用語の標準化や意味解釈の技術は、当初のスケール、フィールド自体が比較的狭い範囲内に留まっていたためか、広く社会の実態に摺り合わせる機会が少なかったのではないだろうか。

研究開発プログラムの活動への貢献としては、プログラム主催のフォーラムやワークショップ、他プロジェクト主催のシンポジウムなどにも積極的に参加している。看護・介護領域でのサービス科学の在り方の一つのモデルを作成したという点では貢献したといえる。

#### 2-1-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は低いと評価する。

本プロジェクトはA研究であり、問題解決のための技術・方法論の開発が主目的であるが、ソフトウェア開発に多くの時間・労力・費用が割かれた。しかし、サービス科学の観点からは、設定した目標に対して、システムの開発によって実際の介護サービスにどの程度効果があったのかの検証に、より注力すべきであったと考える。今後、より多くの実フィールドでの実験を行い、データの収集から解析、モデリング・シミュレーション、さらにはサービス評価の手法開発などに注力していく必要があるだろう。そうした開発を実施していくことで、さらに高い効果が得られることを期待する。

#### 2-1-2-6. 特記事項

音声つぶやきシステムは、医療・介護の現場の新人教育には活用できると思われる。「効率から質向上へ」「気づきを喜びへ」という視点と、そのためのアプローチは十分に継続できるものであり、今後の展開に期待したい。

## 2-2. 「サービスシステムモデリングによる産業集積における価値共創の可視化と支援」

研究代表者：木嶋 恭一（東京工業大学大学院 社会理工学  
研究科 教授）

（期間：2年4ヶ月、直接経費総計約52百万円、研究77°口子：A. 問題解決型研究）

### 2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、成果は得られなかったと評価する。

本研究開発プロジェクトの当初の研究開発目標は、「様々なステークホルダーによる価値共創プロセスを分析、記述、可視化してそこでの合意形成を支援する参加型方法論<sup>4</sup>パッケージを開発し、その参加型方法論パッケージの実践を通じてステークホルダーによる地域活性化の新たなアイデアやビジネスモデルの創出を支援すること」であったが、平成24年度に、「方法論パッケージの開発」および「方法論パッケージの実践による新たな地域活性化アイデアの創出支援」の2点への限定が指示され、これにはもっぱら方法論の体系化グループ（リーダー：木嶋恭一）が取り組むことになった。

本研究開発プロジェクトの採択した手法では、既存の方法論をある適用分野に当てはめて、そこから探索学習の結果成果をフィードバックし、その結果、一般的な方法論のある特殊ケースにカスタマイズされたバージョンが出来る。この手法は、混沌とした事例に適用しながら、探索学習によりそこでの知見を得ながら、思考法を現地の人たちに習得してもらうという、いわば基本概念が学習に基づくものであった。本プロジェクトではこの学習のファシリテーションが全く出来ず、探索学習が出来なかったのではと推察される。

当初の計画があまりにも壮大すぎたということで、その後、目標の修正がなされたが、その落差が大きすぎ、本来のプロジェクトの目標の意図や意味が失われるという状態になった。修正後について、縮小した方法論パッケージの開発が目標になったが、その開発のアプローチについても、小集団の設定など、多くの点で適切とは呼べない状態になっていた。

プログラム側からの指摘で規模の縮小を行ったものの、計画変更、規模縮小に十分に対処したとはいえ、総合的に判断しても、成果はほとんど得られなかったといえよう。研究代表者が述べている本プロジェクトの方法論・手法等のインドネシアやフィンランドへの応用は無理があると思われる。

---

<sup>4</sup> ソフトシステム方法論：SSMとはSoft System Methodologyの頭文字で、Soft（柔軟）にシステム思考（システムズアプローチ）をすることで問題の解決を図ろうとする方法論、提唱者はピーター・チェックランド（Peter Checkland）教授、Soft systems methodology (SSM) is a systemic approach for tackling real-world problematic situations. Soft Systems Methodology is the result of the continuing action research that Peter Checkland, Brian Wilson, and many others have conducted over 30 years, to provide a framework for users to deal with the kind of messy problem situations that lack a formal problem definition.

## 2-2-2. 項目別評価

### 2-2-2-1. 目標設定の状況

本研究開発プログラムの目的に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標達成に向けたアプローチは不適切であったと評価する。

研究開発目標は「様々なステークホルダーによる価値共創プロセスを分析・記述・可視化し、その合意形成を支援する参加型方法論パッケージを開発し、その実践ケースとしてステークホルダーによる地域活性化の新たなアイデアやビジネスモデルの創出を支援する」と設定されたが、この目標は具体性を欠き、そもそも有意性・実用性があるパッケージが導出可能なか疑問があり、また達成するまでのアプローチが分散していたため、プログラムの目的を達成することが困難であったと判断する。また、「地域の活性化」という、重要ではあるが背景がそれぞれ異なる重いテーマを取り上げたことから、一定の成果が求められるプロジェクトとしては、そのテーマの選定、及びそのプロセスに本質的な問題があったと言わざるを得ない。

プロジェクトの目標に対して、アプローチは初期の段階より明確には規定されていなかった。「参加型方法論パッケージ」を諏訪・岡谷地区の地域活性化に適用するには、事前の検討・準備が不足し、スタート時点でのメンバー間の意思疎通が悪かったのではないかと。また、目標設定自体に無理があったと思われる。

プログラム側からの指摘を受けて、計画を縮小したことは現実的な対処であり評価できる。しかしながら、その指摘に基づいてプロジェクト側で行った目標設定の絞り込みは適切に行われておらず、本来の目標の意図や意味が失われてしまったのではないと思われる。変更後の目標とアプローチについても多くの点で疑問が残る。修正後はヤツガットの地域活性化に関する方法論パッケージの開発が目標になったが、地域活性化の問題解決には無理があり、ヤツガットへの参加者は極めて少人数で、理論化するには限界があった。

### 2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に貢献した、あるいは貢献しうるとはいえないと評価する。

参加型方法論パッケージがどの程度の汎用性があるのか、どのような条件下において適用可能なか明確にされていないため、社会的貢献をした・しうるとは言えない。諏訪・岡谷地区の地域活性化には寄与しておらず、アクションリサーチによる地域の自立的発展のための参加型方法論パッケージを成果として示したが、まだまだ中途半端であり、社会貢献できる段階には至っていないのが実情である。A研究であるにも関わらず、問題解決のための技術、方法論の開発に至っておらず、一般的・概念的なレベルに止まっている。

アウトリーチ活動については、国内外の場において研究者間でディスカッションを持っていたようであるが、身内のワークショップやシンポジウムを開催したに過ぎない。メディアへの取り組みも、またメディアからの取り上げ方も極めて限定的であり、長野日報の報道も部分的なものに過ぎない。成果が乏しいので、アウトリーチ活動を展開しても、それが適切でかつ十分であるということにはならないだろう。

一定の成果にまとめ切れなかった以上、社会への効果や効用が期待される段階にはなく、

他への展開の可能性や有用性については評価出来るものではない。

### **2-2-2-3. 学術的・技術的貢献**

本プロジェクトにより得られた成果は、プログラムが設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献した、あるいは貢献しうるとはいえないと評価する。

研究基盤構築という意味では得られるものが無い。「参加型方法論パッケージ」の開発として、地域活性化の価値共創プロセスの概念枠組の提示がなされたが、概念を平準化し、モデルを提案したにとどまり、学術的、技術的貢献をしたとはいえない。このままでは、具体的な問題解決に貢献するとは思えない。しかも、この枠組みは、フィールドでの社会実験の成果を十分に反映させたものとはいえず、フィールドワークから着想された学術的な貢献があったとはいえない。また、具体的な論文や学会発表に至っていない。

類似の取り組みと比較した場合の新規性や独創性についても、概念枠組が評価できないので、何もないとしか判断できない。本のシリーズとして刊行されることになったことを成果としてあげているが、当該プログラム・プロジェクトとの関係性は不明瞭である。

### **2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営**

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、不適切であったと評価する。

そもそもの目標を達成するために十分な体制が採られていなかったと思われる。2年目を終了した時点でプログラム側からの指摘を受けて修正を行った。プログラムにおいて、プログラムの目的に則したプロジェクトのあり方を再認識させることができたため、その後のプログラムの他プロジェクトの運営について修正を加えることができた。しかし、本プロジェクトでは、十分な効果を得られず有効な手を打てないままに終了時期を迎えた感がある。プログラムからの要請で計画を見直し、状況変化に適合した点は評価できるが、研究規模縮小に十分に対応できたかは疑問であり、全体を通して、研究の実施体制や運営管理には大きな問題があったと思われる。

### **2-2-2-5. 費用対効果**

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は極めて低いと評価する。

本プロジェクトは、A研究として問題解決のための技術・方法論の開発が主目的であるにもかかわらず、抽象的なモデル提示にとどまっている。自己評価として報告されている「若手人材育成」は、具体的な評価がなされておらず、評価するには困難がある。成果として評価できるものがない以上、費用対効果は極めて低いと言わざるをえない。

### **2-2-2-6. 社会技術研究開発センターの事業運営の改善等**

本評価委員会としては、研究開発資金の使途は適切だったのか、このプロジェクト内容に沿って費用支出がなされていたのかという確認を社会技術研究開発センターが行うとともに、プロジェクトの規模を縮小し計画を変更せざるをえなかった要因を精査して、今後のプログラム運営に生かしていただきたい。



## 2-3. 「顧客経験と設計生産活動の解明による顧客参加型のサービス構成支援法～観光サービスにおけるツアー設計プロセスの高度化を例として～」

研究代表者：原 辰徳（東京大学 人工物工学研究センター 准教授）

（期間：3年、直接経費総計：約49百万円、研究アプローチ：B.横断型研究）

### 2-3-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの目標は、「顧客経験（顧客視点）と設計生産活動（提供者視点）を連動させ、顧客の異質性・多様性を吸収する様な、顧客参加型の新たなサービス構成法を構築する」こと。そして、具体的なフィールドとして、「観光立国」に向け訪日外国人の誘致が喫緊の課題である観光産業に注目し、「訪日旅行者の観光計画・観光行動と旅行会社の観光サービスの設計生産活動とを連動させ、旅行者の異質性・多様性を吸収する様な、旅行者参加型の観光サービスの開発」することである。

製品の設計論に準拠して、新しいサービスデザインを志向したのは、非常に賢明な選択であり、目標達成に向けた良いアプローチであったと考えられる。従来の製品設計論を軸に顧客参加を取り入れれば顧客の多様性を吸収できるサービスのデザインができることが確認できており、また、研究要素であるサービスモデルの構築と部品化、再構成、顧客参加型サービス支援、顧客の経験値を定量的に評価するアプローチは横断型研究の成果としてサービス科学の確立へ、学術的な貢献をすと思われる。

開発された個人旅行者によるプランニングと観光を起点としたCT-Planner<sup>5</sup>のようなツールに関しては類似のものもあるが、これまでに開発されてきた旅行プランツールとの違いとしては、利用者がシステムと協働して旅行プランをデザインするという特徴がある。その特徴を活かし、高齢者旅行の時に疲れて旅行を中止するなどへの配慮や、探索型の若い旅行者の意外な発見による旅程の変更など、リアルタイムで変更を可能にするスタイルも持ち込むことで、旅行者にとってさらに有効なツールになることを期待したい。

モノの設計手法を観光の設計に生かし、具体的な成果を上げており、遅れている日本の観光の近代化に役立つことが期待される。観光商品のみでなく自治体や観光事業者等と広く共有し、展開を可能としている。訪日個人旅行者サービスの充実、観光案内に関する業務支援、人材育成、さらに他の個人向けサービスへの応用、展開の可能性が高い。また、

<sup>5</sup> CT-Planner (Collaborative Tour Planner もしくは City Tour Planner) : 対話型旅行プラン作成支援システム。観光地内の数時間～一時間における旅行プランを協調的に作成することを目的としたツールで、利用者はエージェントとの対話を通して、いつ／どこを旅行の起着点とするか、どのような旅行対象に重点を置くか、どこの観光資源に寄りたいか／寄たくないかについてそれぞれ希望を述べたり、システムの作成した複数のお勧めプランの中から好きなものを選んだりすることができ、それらの操作の度に表示されたプランは改訂される。このような対話的プロセスを続けていくことで、利用者は最終的に自分の好みや要求にあった旅行プランを構築できることが期待される。

CT-Planner5.0 : <http://ctplanner.jp/ctp5/>

旅行案内に限らず、様々な分野における社会的な要請に応用・適用可能と思われる。観光業以外への応用が待たれるところである。

## 2-3-2. 項目別評価

### 2-3-2-1. 目標設定の状況

本研究開発プログラムの目的に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは適切・妥当であったと評価する。

横断型の研究として、サービス科学への貢献を十分に意識した目標の設定になっている。本プロジェクトには、横断型の研究をいかにすればいいのか、という明確な概念構成がなされている。また、本プロジェクトの目標は、その検証ターゲットの分かり易さと実現した時の利便性・体験価値向上に大きく寄与するものと思われる。

製品の設計論に準拠して、新しいサービスデザインを志向したのは、非常に賢明な選択であり、目標達成に向けた良いアプローチであったと考えられる。従来の製品設計論を軸に顧客参加を取り入れれば顧客の多様性を吸収できるサービスのデザインができることが確認できており、また、研究要素であるサービスモデルの構築と部品化、再構成、顧客参加型サービス支援、顧客の経験値を定量的に評価するアプローチは適切であったと思われる。

当初の計画のGPSを用いた観光行動調査を、東日本大震災の影響で外国人旅行者が激減した事態を鑑み、旅行者の観光計画と心理的側面に、視点を適切に変更している。本来、手段であったものが目的の一部となってしまう、そこで足踏みしてしまう事例も多だけに、プログラム総括、アドバイザー及び評価委員のコメントも柔軟に取り入れて、本来の目的に向かってプロジェクトをさらに前に加速したチームプレイは高く評価できる。

### 2-3-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に貢献した・しうると評価する。

観光産業に工学的な製品設計論が適用されており、旅行者向けのデザイン技術と提供者向けのデザイン技術が開発されている。JTBをパートナーとして選択し、訪日外国人にフォーカスを当て、顧客がどのような観光スポットに興味を示しているか、何処を拠点にどのような回遊コースを辿ったかをトレースする事により、関心の在り処、嗜好及び移動パターンを抽出し、統計的手法でクラスタリングした上で、より魅力的な提案が出来る方法論を導く手法は、旅行案内に限らず、様々な分野における社会的な要請に応用・適用可能と思われる。観光業以外への応用が待たれるところである。

一般社会に向けた講演、出版物や実際に開発したセルフプランニング・サービスの試験公開など、アウトリーチ活動を積極的に行った。近年の「クールジャパン<sup>6</sup>」プログラム<sup>7</sup>の

<sup>6</sup> 日本における近代文化、ゲーム・漫画・アニメや、J-POP・アイドルなどのポップカルチャーを指す場合が多い。さらに、自動車・オートバイ・電気機器などの日本製品、現代の食文化・ファッション・現代アート・建築などを指す。また、日本の武士道に由来する武道、伝統的な日本料理・茶道・華道・日本舞踊など、日本に関するあらゆる事物が対象となりうる。

中のインバウンドの拡大・促進部分に、巧くフィットしたと思われる。

多様化する訪日観光客に対応した新たな誘導パスを統計的・科学的な手法を取り混ぜながら提案し、さらにそこからまた新たなデータや知見を取得する事で、持続可能な観光産業への大きな一歩を踏み出せる可能性が高まったことは評価できる。観光産業における人材育成及び他のサービス産業への展開を期待する。

### 2-3-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトにより得られた成果は、プログラムが設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に十分貢献した・しうると評価する。

本プロジェクトの最大の貢献は、サービス科学の確立に向けたものと考えられる。横断型の研究成果として提示された今回のサービスデザインのフレームは、今後のサービス科学の確立に向けた一つのプロトタイプを提示したと思われる。個別の成果としては観光産業に限定されていたが、このフレームは、それ以外のサービスについて、十分に論理的に横展開できる可能性を示唆しており、大きな学術的な貢献を提示したといえる。

本プロジェクトは、社会一般から見て新規性や独創性は多少弱いものの、工学的な製品設計論に準拠しそれをサービス設計に応用していることで、概念が非常に論理的に構成され、いわば中範囲理論<sup>8</sup>としての形式を備えている。サービス科学において、これは十分な新規性と独創性を発揮していると思われる。

事象の普遍化・体系化を推し進めながらも、個々の顧客満足度とサービス提供者側のロジックとを巧く融合させる事に注力した考え方は、今後のサービス科学の適用範囲を実用的に広げる上で有用性が高いと考えられる。

### 2-3-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

東京大学、首都大学東京、JTB の組み合わせが非常によいバランスで構成されており、総合モデル開発、設計生産、顧客経験の研究開発実施体制に横断的に分かれ、サービス科学、工学分野での新規、独創性を早期に検証している。

外部評価委員会を設置し、社会に理解あるアドバイザーを取り入れ、特にプロジェクト初期の管理運営に寄与させている。当初から明解にサービス提供者とサービス享受者を定義した事で、具体的な意見や要望を取り入れ、それらを魅力的なサービス提供に繋げられる様に、PDCA のサイクルを適切・且つ頻繁に回す事が可能になったと思われる。また、プログラム側の連携、ワークショップ開催、サービス学会の設立などにも十分貢献したといえる。

---

<sup>7</sup> 日本政府では、経済産業省製造産業局に「クール・ジャパン室」が置かれ、商務情報政策局クリエイティブ産業課が全く別に「クール・ジャパン/クリエイティブ産業政策」を担当し、「クールジャパン戦略担当」大臣（複数の担当と兼任）も置かれるなど、戦略産業分野である日本の文化・産業の世界進出促進、国内外への発信などの政策を企画立案及び推進している。

<sup>8</sup> 抽象的理論研究と経験的記述（あるいはその経験的一般化）とを互いに対等な関係において有機的に関連づけることのできるよう構想されたもの。

### **2-3-2-5. 費用対効果**

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は高いと評価する。

概念化からコア技術の開発そしてユーザ評価と提供者向けのデザイン技術まで、多くの社会的かつ学術的貢献が盛られているので、費用対効果は十分に高いと判断できる。また、特定のハードウェアに依拠するアプローチを捨て、その時点で広く普及している環境を活用する事で、比較的低予算でプロジェクトを推進出来た事は評価に値する。

### **2-3-2-6. 特記事項**

本プロジェクトの成果は、本質的に様々な分野に横展開可能なものとして評価できるが、普遍的な知見に昇華可能かどうかは、後続の研究等によるものと思われる。

今後のサービス科学の統合に向けて、十分な貢献が期待できるので、既存の産業構造を変革する方向で、さらなる研究を継続してほしい。さらに、いくつかの事業体やベンチャーも関心を寄せているという事でもあり、先行きが期待できる。

## 2-4. 「文脈視点によるサービス価値共創モデルの研究」

研究代表者：藤川 佳則（一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 准教授）

（期間：3年、直接経費総計：約43百万円、研究アプローチ：B.横断型研究）

### 2-4-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの目標は、「Management」（社会科学）分野の最前線において議論される「サービス・ドミナント・ロジック（S-Dロジック<sup>9</sup>）」の中核概念として「価値共創」プロセスの構造化と類型化、「交換価値」「使用価値」「文脈価値」の操作化と計測化、「脱コンテキスト化<sup>10</sup>」「再コンテキスト化<sup>11</sup>」プロセスのモデル化に焦点をあて、文献調査、定性調査、定量調査を組み合わせ用い、実データの提供に関する研究協力者（良品計画、公文教育研究会）と共に実行し、「Sciences/Engineering」（自然科学）分野への橋渡し、企業経営現場など実社会への実装、日本から世界への発信を推進することを目指すことである。

プロジェクトの標題でもある「文脈視点によるサービス価値共創モデルの研究」において、社会事例研究から得られた知見を類型化・体系化するという目標の達成は、プロジェクト期間中に提出された論文やビジネス・ジャーナルへの投稿からも一定のレベルに達しているものと評価出来る。論文を含むアウトプット（情報発信）についてはすでに国際的水準と認められ、また今後、多くのものが出てくることが期待される。目標の達成状況が高く、良品計画や公文教育研究会とのコラボレーションによる社会研究も、広く展開可能な知見や方法論を今後に向かって見出せたのではないかと評価する。

但し、事例が2事例と少なく、実証研究と理論構築（モデルの一般化）の関係がわかりにくい。自然科学への橋渡しと言いながら、橋渡しが十分なされておらず、S-Dロジックの具体化が不十分であり、横断型研究プロジェクトとしての研究エレメントが弱いと思われる。

今後は事例研究の数を増やし、より精緻なモデルの一般化が可能なのか、それとも多様化の方向で多くの中範囲理論<sup>12</sup>を構築するのかという理論化への道筋を見据えて、サービス科学の確立への貢献を期待したい。

---

<sup>9</sup> サービス・ドミナント・ロジック：モノもサービスも包括的に捉える、その背後にある論理

<sup>10</sup> 企業と顧客の価値共創活動の何が本質的に普遍化可能であるかを見極め、どこで展開しても通用するプロセスにする。

<sup>11</sup> 異なる文化や現地に合ったやり方を通じて再現する

<sup>12</sup> 抽象的理論研究と経験的記述（あるいはその経験的一般化）とを互いに対等な関係において有機的に関連づけることのできるよう構想されたもの。

## 2-4-2. 項目別評価

### 2-4-2-1. 目標設定の状況

本研究開発プログラムの目的に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標達成に向けたアプローチは十分適切・妥当であったと評価する。

「ともすれば抽象的・概念的なレベルに留まる「価値共創」に焦点を当て、現実世界で実施されている事象をケーススタディとして観察・分析する事で価値共創の類型化を行い、そこから取得可能な定性的・定量的な実データを基にその仕組みを標準化・普遍化する事で、広く他産業・他地域での社会実装への応用を試みる」という目標設定は、そのスコープの大きさ・社会的意義・学術的なアプローチと共に「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」の研究プロジェクトとして、妥当・適切、且つ明快なものであったと評価できる。

「文献調査」および「定性調査」に基き仮説創造を行い、それに基づく「定量調査」を行う、各調査の長所を生かし短所を補うアプローチは適切である。サービス・ドミナント・ロジックを活用したアプローチ自体は、適切であったし、そこに研究の特性を出そうとした意欲については十分に評価できる。

「価値創造の分類とサービス失敗と回復という細目プロジェクトについて、研究の新規性の面で競争の有意性が担保できないために取りやめた。」など、サービス経営の現場への実証研究をメインにすることで、個別の研究成果をしっかりと実証したという方向転換については、成果に深みをもたせることに成功した。ケーススタディの対象となる企業においては、本件調査・分析の意義を十分理解していたと思われる。ただ、この研究が横断型という観点からすると、この変更は、一般化の重要性を後退させることになり、その点でサービス・ドミナント・ロジックでのモデルの一般化には、やや疑問が残ることになった。

### 2-4-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトにより得られた成果は、当初想定していた社会問題の解決に貢献した・しうると評価する。

「サービス科学」を取り上げる上での主要な因子「S・Dロジック、共創 (Co-Creation)、Affordance<sup>13</sup>」の3つについて、広範な文献調査を行い同分野の研究者の為の共通知識基盤として論文にまとめ、それらをインターネット上に公開し、「価値共創」プロセス、「交換価値」「使用価値」「文脈価値」の操作と試案、「脱コンテキスト」「再コンテキスト」など多様なモデルを示している。また、価値づくりに関するひとつの世界観を可視化し、価値共創について事例からそのプロセスの構造化、類型化を達成し、汎用性をもたせることに成功した。

一般市民、実務家、経営層、研究実施者に対し幅広いアウトリーチ活動がなされた。ま

<sup>13</sup> アフォーダンス的観点からみると、情報においては「隙間」（「不要な」情報のカット）が重要であるといえる。人間は無意識のうちに隙間を必要十分に埋める作業をする傾向にあるからである。また、隙間は自分が「埋める」だけではないことも指摘できる。自分と他者が共同で埋めていく。そこにアフォーダンスの連鎖が生まれる。これが、ほとんど無意識のうちに社会と文化が形成されていくメカニズムといえる。

た、日本国内に限らず、国際的な研究情報発信を始めている。一般のビジネスコミュニティー、実務家に対するアプローチが積極的に行われている点がユニークであり、その成果が出ている。

公文教育研究会や良品計画の2事例については、詳細な分析がなされており、価値共創についての貢献は期待できる。

ただし、2社の企業秘密保持により、どれだけ成果を社会に発表し、貢献できるか不明である。この2事例をもって作成された「価値共創」プロセスの構造化と類型化については、かなりアドホックなモデルなので、これをもって横展開する形での社会的貢献については、あまり期待できないのではなからうか。2事例の実証研究をベースに理論化を進めており、多様なサービス業に、どれだけ役立つかはまだ不明である

本研究開発プロジェクトは、特定の事例や企業群にのみ有効なロジックを追い求めているのではなく、仮説の検証や事例研究から得られた知見やプロシーチャーを体系化・一般化して、他の事例に適用可能なものにするというのが主目的でもある事から、この成果が広く社会への効果・効用をもたらすことを期待する。

### 2-4-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトにより得られた成果は、プログラムが設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献した・しうると評価する。

脱コンテキスト化、再コンテキスト化のプロセスのモデル化について、全体のアプローチを鑑みると、因果関係の検証（縦断研究）までは達成されていないが、体系化・可視化・プロセスフローといった側面で、有効に機能したのものとして評価できる。国際学会、国内学会での発表、論文の発表などは大変多い。2つの個別事例の詳細な分析については、抽象事象を現実の企業を使って可視化した点で、新規性と独創性を見出すことができ、新しい「サービス科学」という分野での研究フロントの一つとして認められる。

ただ、惜しまれるのは、一般化したモデル（価値共創プロセスの構造化と類型化）に、十分な説得力がないという点である。かなりアドホックな要素の集合でしかなく、そこにどのようなロジックがあって、このような図式になったのか、説明が不足している。

既存の企業の共創志向性に対抗する顧客の共創志向性をセットにするアイデアまでは十分に説得的であるので、その対抗的相補性の中身については、どのような論理をもつのかを明確にして、価値共創モデルと3つの価値（「交換価値」「使用価値」「文脈価値」）とコンテキスト化の関連性について、どのようなメタフレームのもとで構成されているのかを明確にすることを期待する。

### 2-4-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

3年のプロジェクト期間を段階・要素毎に因数分解し、ターゲットとなるテーマに即して各研究室をアサインして、それぞれの共通基盤の整備から始め段階を踏んでゴールに向かうプロジェクト・マネジメント手法は理にかなっている。役割分担については明確であったが、それらを統合する機能が若干弱かったように思われる。そこでの統合機能が発揮され、もう少し適切な運営管理が可能であったならば、個別の事例研究とそれを統合する

一般化との連鎖を誘発するようなサイクルになり、横断型の成果が産み出されたのではないだろうか。サイトビジットへの協力が少なかった模様だが、JST 主催のプログラムへの積極的参加、プログラム内の他プロジェクトとの連携模索、学会でのセッションの主催などに貢献した。

#### **2-4-2-5. 費用対効果**

投入された資源（人材、研究開発費等）と、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、人材育成の観点、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、費用対効果は妥当であると評価する。

それなりに成果が出ており、及ぼす影響の高い国際学会やビジネス雑誌、講演など社会に与える影響は大きく、費用対効果は高いと考えられる。他方、成果としては、2つの事例の詳細な分析結果がメインなので、その費用を低減して、もう少し事例数を増やすことが可能ではなかったかという意見もあった。

#### **2-4-2-6. 特記事項**

本プロジェクトは、見方を変えるとビジネススクール的なアプローチで、体系化・一般化したノウハウを基に個別企業の個別案件に対して提供する経営コンサルタント業務にも有用な成果となる。

初期の準備段階に時間をかけ過ぎたのか、取り上げた社会研究の事例のサンプル数が少なく、もっと広範、且つ事例としても多様なケースを取り扱えたのではないと思われる。最終目的が一般化・普遍化にあるのならば、プロジェクトの半ばからでも、さらに多くの事例研究を取り込むべきではなかったかと考える。

今後、横断型研究としての貢献を意識して、既存の調査結果を一般化する方向で再構成するならば、サービス科学への貢献は期待できるだろう。「サービス科学」における体系化と一般化のさらなる追及と、得られた知見や成果の共有が、今後に亘ってオープンに、かつ継続的に進む事を期待したい。



## 検討経緯

### 平成25年度第1回「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

#### 評価委員会

平成25年7月29日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目の確定

### 平成25年度第2回「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

#### 評価委員会

平成25年12月11日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
2. 総合討論

### 平成25年度第3回「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

#### 評価委員会

平成26年1月27日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則

									(平成17年7月8日 平成17年規則第70号)
改正									(平成18年11月22日 平成18年規則第72号)
改正									(平成19年4月11日 平成19年規則第75号)
改正									(平成19年11月28日 平成19年規則第117号)
改正									(平成22年4月14日 平成22年規則第88号)
改正									(平成23年3月28日 平成23年規則第38号)
改正									(平成23年4月20日 平成23年規則第88号)
改正									(平成23年5月25日 平成23年規則第91号)
改正									(平成24年3月30日 平成24年規則第97号)
改正									(平成25年3月27日 平成25年規則第61号)
改正									(平成25年10月31日 平成25年規則第118号)

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条－第4条）

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監（第5条－第9条）

第2款 社会技術研究開発主監会議（第10条－第11条）

第3節 運営アドバイザー委員会（第12条－第18条）

第2章 事業の実施方法

第1節 研究開発領域の推進（第19条－第21条）

第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進（第22条・第23条）

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進（第24条・第25条）

第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施（第26条－第30条）

第2款 ガバナンスボード（第31条－第37条）

第5節 領域アドバイザー（第38条－第41条）

第3章 事業の評価

第1節 通則（第42条－第46条）

第2節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価（第47条－第50条）

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価（第51条－第55条）

第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価（第56条－第60条）

- 第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価（第61条－第63条）
- 第3節 サービス科学プログラムに係る評価
  - 第1款 サービス科学プログラムの評価（第64条・第65条）
  - 第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第66条－第69条）
  - 第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第70条・第71条）
- 第4節 政策のための科学プログラムに係る評価
  - 第1款 政策のための科学プログラムの評価（第72条・第73条）
  - 第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価（第74条－第77条）
  - 第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価（第78条・第79条）
- 第5節 実装支援プログラムに係る評価
  - 第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価（第80条－第83条）
  - 第2款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価（第84条－第87条）
- 第6節 領域・プログラム評価委員会（第88条－第95条）
- 第4章 事業の運営及び報告等（第96条－第99条）
- 第5章 雑則（第100条・第101条）
- 附則

## 第1章 総則

### 第1節 通則

（目的）

第1条 この規則は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 事業は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することを目的とする。

（社会技術研究開発主監会議及び評価委員会の設置）

第3条 事業に係る研究の実施に関する重要事項について調査審議するため、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に社会技術研究開発主監会議を置く。

2 事業に係る評価を行うため、センターに第19条、第22条及び第24条に規定する研究開発領域又は研究開発プログラム毎に評価委員会（以下「領域・プログラム評価委員会」という。）を置く。

（顧問及び参与）

第4条 センターがセンターの運営のために必要があると認めるときは、センター顧問及びセンター参与を置くことができる。

2 センター顧問及びセンター参与の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

## 第2節 社会技術研究開発主監等

### 第1款 社会技術研究開発主監

(目的及び設置)

第5条 事業に関し、その改善に資するため、機構に社会技術研究開発主監（以下「研究開発主監」という。）を置く。

(任務)

第6条 研究開発主監の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の制度、運営、評価等に関し、必要な事項の調査を行い、理事長へ提言すること。
- (2) 事業の専門的重要事項について、事業を担当するプログラムディレクター（以下「プログラムディレクター」という。）の求めに応じて提言すること。

(委嘱)

第7条 研究開発主監は、学識経験等のある者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期等)

第8条 研究開発主監の任期は、原則として2年間とする。ただし、任期が3事業年度にわたる場合は、最終事業年度の末日をもって任期満了とする。

2 研究開発主監の再任は妨げない。

(秘密保持義務)

第9条 研究開発主監は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第2款 社会技術研究開発主監会議

(任務)

第10条 第3条第1項に定める社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）は、プログラムディレクターの求めに応じ、次に掲げる事業に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 研究開発領域及び研究開発領域に属する研究開発プログラムの設定及び改廃並びに領域総括の選定及び変更に関すること。
- (2) 研究開発プログラム（研究開発領域に属するものを除く。）の設定及び改廃並びにプログラム総括の選定及び変更に関すること。
- (3) 研究開発成果実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクトの選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に係る重要事項

(会議の構成、招集及び運営)

第11条 会議は、事業における研究開発主監及びプログラムディレクターで構成する。

- 2 会議に議長を置き、プログラムディレクターが務める。
- 3 会議は、議長が招集する。
- 4 議長は、必要に応じて構成員以外の専門アドバイザー及び外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 第3節 運営アドバイザー委員会

(目的及び設置)

第12条 センターの運営全般に関し、社会技術研究開発センター長（以下「センター長」という。）の求めに応じ、有識者より意見を聴取し、運営の改善に資するため、組織規程（平成15年規程第2号）第9条の規定に基づき、センターに運営アドバイザー委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(任務)

第13条 委員会は、センター長の求めに応じ、センターの運営全般について意見を述べることを任務とする。

(構成)

第14条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員会に委員長及び委員長代理を置く。

3 委員長は委員の互選により選任し、委員長代理は委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(委嘱)

第15条 委員は、有識者のうちから、センター長の要請に基づき理事長が委嘱する。

(任期)

第16条 委員の任期は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(秘密保持義務)

第17条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第18条 委員に対する謝金及び旅費等の支給については、別に定める。

## 第2章 事業の実施方法

### 第1節 研究開発領域の推進

(研究開発領域等の設置)

第19条 センターに、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成に資する研究開発領域及びその研究開発領域の運営責任者である領域総括を置く。

2 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行う。

3 研究開発領域の設置期間は、原則として6年を超えないものとする。

4 センターは、研究開発領域の設定にあたっては、広く多分野多方面の関与者の参画を得て、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等について、十分な調査検討を行うものとする。

5 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の専門的事項について領域総括への助言を求めため、研究開発領域に領域アドバイザーを置く。

6 センターは、領域総括が研究開発領域の運営上必要があると認めるときは、領域総括補佐を置くことができる。

(研究開発領域における研究開発の実施方法)

第20条 研究開発領域における研究開発は、必要に応じて当該研究開発領域に研究開発プログラムを設定し、領域総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、研究開発プロジェクトの提案を具体化するための企画調査（以下「プロジェクト企画調査」という。）を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プログラムの設定

ア 研究開発領域の目標の達成を図るため、当該研究開発領域に関して広く多分野多方面の関与者の参画を得て行われた、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等についての十分な調査検討の結果を踏まえて、領域総括は研究開発目標が明確に定められた研究開発プログラムの案を作成する。

イ センターは、研究開発プログラムについて、アに規定する案に基づき、会議の意見を聴いた上で決定する。

(2) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として5年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。

(3) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査の提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募されたプロジェクト企画調査の提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。また、領域総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、領域総括補佐及び

領域アドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

#### イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

#### ウ プロジェクト企画調査の実施期間

プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。

#### エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

(研究者等の雇用)

第21条 機構は、研究代表者が研究開発チームを編成するにあたり、必要に応じて研究者及び研究補助者等を一定期間雇用することができる。

## 第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進

(問題解決型サービス科学研究開発プログラムの実施方法)

第22条 センターは、サービス科学的手法により具体的社会問題を解決するための研究開発を推進するため、問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）及びそのサービス科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めため、サービス科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

3 センターは、プログラム総括がサービス科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(サービス科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第23条 サービス科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 研究開発プロジェクトの実施

##### ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

##### イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあた

っては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

- (イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。
- (ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。
- (エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。
- (オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。
- (カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。

(2) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とする。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進

(科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの実施方法)

第24条 センターは、科学技術イノベーション政策において、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実現に資する研究開発を推進するため、科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）及びその政策のための科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

- 2 センターは、会議の意見を聴いた上で、政策のための科学プログラムの設定及びプログラム総括の選定を行う。
- 3 センターは、政策のための科学プログラムの設定にあたっては、国が定める方針等を踏まえるものとする。
- 4 センターは、政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めるため、政策のための科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。



5 センターは、プログラム総括が政策のための科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(政策のための科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第25条 政策のための科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。

(2) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

企画調査の実施期間は1年以内とする。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されること

とする。

#### 第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

##### 第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施

(研究開発成果実装支援プログラムの実施方法)

第26条 センターは、研究開発成果を活用、展開して、現実の社会問題を解決するため、研究開発成果実装支援プログラム（以下「実装支援プログラム」という。）を置く。

2 実装支援プログラムは、公募により広く提案を募り、研究開発成果を社会に実装する取り組みを支援する公募型（以下「実装支援プログラム（公募型）」という。）及び機構における複数の研究開発成果等を集約・統合し、社会問題の解決に向けて効果的に社会に実装する取り組みを支援する成果統合型（以下「実装支援プログラム（成果統合型）」という。）の方法により推進する。

3 実装支援プログラムに運営責任者であるプログラム総括を置き、実装支援プログラム（公募型）をプログラム総括（公募型）が、実装支援プログラム（成果統合型）をプログラム総括（成果統合型）がそれぞれ担当する。

(実装支援プログラム（公募型）の推進方法)

第27条 センターは、実装支援プログラム（公募型）の実施に必要な専門的事項について、プログラム総括（公募型）への助言を求めため、プログラムアドバイザーを置く。

2 センターは、実装支援プログラム（公募型）の対象となる提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括（公募型）は、応募された提案についてプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき実装活動及びその実装の責任者（以下「実装責任者」という。）を選定する。

3 実装責任者は、実装を行う組織において、実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間終了後も継続的に実装が実施される状態を実現するために必要な活動を行う。

(実装支援プログラム（公募型）の実施期間)

第28条 実装支援プログラム（公募型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

(実装支援プログラム（成果統合型）の推進方法)

第29条 センターは、事業における研究開発領域又は研究開発領域に属さない研究開発プログラムもしくは事業以外の機構が実施する研究開発等（以下「領域等」という。）から実装支援プログラム（成果統合型）の対象を選定し、選定された対象の領域総括等（事業以外の研究開発等における事業の領域総括等に相当する者又は準ずる者を含む。以下同じ。）は、プログラム総括（成果統合型）と協議の上、領域等から実装支援プログラム（成果統合型）において中核的な役割を担う研究開発プロジェクト（以下「中核プロジェクト」という。）を指名する。指名された中核プロジェクトは、実装活動に関する提案を作成し、当該領域等の領域総括等に提出する。

2 中核プロジェクトの属する領域等の領域総括等は、提出された提案のうち、プログラム総括（成果統合型）との協議を踏まえ、実装支援プログラム（成果統合型）の候補プロジェクトとして承認できるものについては、当該領域等の事後評価（プロジェクト企画調査の事後評価を除く。）を実施する評価委員会（事業以外の研究開発等における当該評価委員会に相当又は準ずるものを含む。以下同じ。）に推薦する。

- 3 評価委員会は、推薦された提案につき審議し、審議結果を評価委員会所見としてセンターに提出する。
  - 4 センターは、評価委員会の所見を付して会議に諮り、会議の評価結果に基づき、実装支援の対象とするプロジェクト（以下、「実装対象プロジェクト」という）を選定する。
  - 5 センターは、会議の評価結果に基づき、選定された実装対象プロジェクトの実装活動の実施期間に必要な応じて適切な初動期間を設けることができる。初動期間終了後の本格的実装活動への移行については会議に諮り、決定する。
  - 6 センターは、選定された実装対象プロジェクトの責任者である実装代表者を選定する。
  - 7 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトのマネジメント及び評価のため、プロジェクト（初動期間にあるものを除く。）ごとにプログラム総括（成果統合型）を議長とするガバナンスボードを置く。
  - 8 センターは、実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの推進のため、プロジェクト推進アドバイザーを置くことができる。
  - 9 プロジェクト推進アドバイザーの委嘱手続き等については、実装支援プログラム（公募型）のプログラムアドバイザーに適用される規定等を準用する。  
（実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間）
- 第30条 実装支援プログラム（成果統合型）における実装活動の実施期間は3年以内とする。

## 第2款 ガバナンスボード

### （任務）

第31条 第29条第7項に定めるガバナンスボードの任務は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトに関するマネジメントを行うこと。
- (2) 実装支援プログラム（成果統合型）における実装対象プロジェクトの事後評価を実施すること。
- (3) その他前2号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

### （構成）

第32条 ガバナンスボードは、実装支援プログラム（成果統合型）プログラム総括である議長及びメンバー7名以内で構成する。

- 2 メンバーは、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名するメンバーがその職務を代行する。

### （任期）

第33条 メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱することができる。また、メンバーが任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

### （運営）

第34条 ガバナンスボードは、機構の必要に応じて開催するものとし、議長が招集する。

### （意見聴取）

第35条 ガバナンスボードは、プロジェクトのマネジメント、評価等に係る専門的事項について、構成員以外の外部の有識者（以下「外部有識者」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（謝金等）

第36条 メンバー及び外部有識者には、別に定めるところにより謝金、旅費等を支給することができる。

（秘密保持義務）

第37条 メンバー及び外部有識者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 第5節 領域アドバイザー等

（任務）

第38条 第19条第5項に定める領域アドバイザー及び第22条第2項、第24条第4項及び第27条に定めるプログラムアドバイザー（以下「領域アドバイザー等」という。）の任務は、次のとおりとする。

（1） 領域アドバイザー

- ア 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の選考において意見を述べること。
- イ 領域総括が行う研究開発領域の運営に協力すること。
- ウ その他研究開発領域の専門的事項について領域総括へ助言を行うこと。

（2） サービス科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー

- ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
- イ プログラム総括が行うサービス科学プログラムの運営に協力すること。
- ウ その他サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。

（3） 政策のための科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー

- ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
- イ プログラム総括が行う政策のための科学プログラムの運営に協力すること。
- ウ その他政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。

（4） 実装支援プログラム（公募型）におけるプログラムアドバイザー

- ア 実装活動の選考において意見を述べること。
- イ プログラム総括（公募型）が行う実装支援の運営に協力すること。
- ウ 採択した実装活動の事後評価において意見を述べること。
- エ その他実装支援プログラム（公募型）の専門的事項についてプログラム総括（公募型）へ助言を行うこと。

（委嘱等）

第39条 領域アドバイザー等は、領域総括又はプログラム総括に対し適切な助言を行うための専門性を有している者の中から、センター長の要請に基づき理事長が委嘱又は任命（以下「委嘱等」という。）する。

（任期）

第40条 領域アドバイザー等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、領域アドバイザー等が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。

3 領域アドバイザー等に対する手当、旅費等の支給については別に定める。

(秘密保持等)

第41条 領域アドバイザー等の秘密保持、外部発表、特許取扱等については、研究者に係る諸規程を準用する。

### 第3章 事業の評価

#### 第1節 通則

(評価方法等)

第42条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則（平成15年達第44号）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第43条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第44条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者と親族関係にある者

(2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者

(3) 緊密な共同研究を行う者

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

(4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者

(5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者

(6) その他センターが利害関係者と判断した場合

(被評価者への周知)

第45条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第46条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

#### 第2節 研究開発領域に係る評価

## 第1款 研究開発領域の評価

### (評価の実施時期)

第47条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価  
研究開発領域の期間が5年を超える場合に研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価  
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

### (事前評価)

第48条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発領域
    - a 第43条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
    - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
    - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
  - イ 領域総括
    - a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
    - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
- (3) 評価者  
会議が行う。
- (4) 評価の手続き  
センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

### (中間評価)

第49条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的  
研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
  - イ 研究開発成果の現状と今後の見込なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、

評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第19条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第50条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第51条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第52条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第53条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 研究開発プログラム
  - a 第48条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
  - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
  - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者  
会議が行う。
- (4) 評価の手続き  
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第48条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第54条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的  
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 研究開発の進捗状況と今後の見込  
イ 研究開発成果の現状と今後の見込  
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第55条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 研究開発プログラムの達成状況  
イ 研究開発マネジメントの状況  
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、



評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者  
領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

### 第3款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの 評価

(評価の実施時期)

第56条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 中間評価  
研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価  
研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (4) 追跡評価  
研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第57条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト
    - a 第53条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発提案であること。
    - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画  
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考

と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第 58 条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資する

ことを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
- イ 研究開発成果の現状と今後の見込
- ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第 59 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
- イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性
- ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況
- エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第60条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第61条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第62条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査

第53条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ プロジェクト企画調査計画

定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第63条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 サービス科学プログラムに係る評価

第1款 サービス科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第64条 サービス科学プログラムの評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第65条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの

支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第22条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第66条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第67条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a サービス科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。

b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第68条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

サービス科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第69条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

- ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
- イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
- ウ 評価は、サービス科学プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第70条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第71条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第72条 政策のための科学プログラムの評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第73条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
  - イ 研究開発成果の現状と今後の見込なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
  - 第24条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための科学プログラム評価委員会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
  - 政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
  - また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価  
(評価の実施時期)

第74条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
  - 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
  - 研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
  - 研究開発終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第75条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
  - 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト
    - 政策のための科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。
  - イ 研究代表者
    - 多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画
    - 適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
  - プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き



応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第76条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

政策のための科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第77条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

- ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
- イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
- ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

### 第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第78条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第79条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
  - プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
  - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
  - プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
  - プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

### 第5節 実装支援プログラムに係る評価

#### 第1款 実装支援プログラム（公募型）の評価

(評価の実施時期)

第80条 実装支援プログラム（公募型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
  - 実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
  - 実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
  - 実装支援終了後一定期間を経過した後に実施する。

(事前評価)

第81条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 実装支援の対象
    - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
    - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
    - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること。
  - イ 実装責任者  
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 実装計画
    - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
    - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
    - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

（事後評価）

第82条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 実装支援の目標の達成状況
  - イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性  
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

（追跡評価）

第83条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 実装の継続的な実施状況や発展状況
- イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果
- ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

- ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。
- イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第2款 実装支援プログラム（成果統合型）の評価

（評価の実施時期）

第84条 実装支援プログラム（成果統合型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

実装支援終了後一定期間を経過した後に実施する。

（事前評価）

第85条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

- a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が明確であること。
- b 複数の研究開発成果を活用し、関与者の役割も含めた包括的かつ具体的な提案となっていること。
- c 実装支援による成果とそれによる効果が明確化されていること。

イ 実装代表者

実装支援の代表者として、その活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装促進計画

- a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

- b 実装支援終了後の実装の継続及び発展の展望・道筋が示されていること。
- c 適切な実施体制、実施規模であること。

なお、領域総括等の推薦あるいは評価委員会からの所見において、初動期間の設置が適切であると表明された場合、評価項目及び基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

また、初動期間終了後の本格的実装活動への移行の際の評価項目及び基準についても同様とする。

- (3) 評価者  
会議が行う。
- (4) 評価の手続き  
提出された実装支援の提案について、評価者が評価を行う。

(事後評価)

第 86 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 実装支援の目標の達成状況
  - イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の状況なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
各実装支援対象プロジェクトのガバナンスボードが行う。
- (4) 評価の手続き  
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第 87 条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的  
実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 実装の継続的な実施状況や発展状況
  - イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果
  - ウ その他なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き

- ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。
- イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

#### 第6節 領域・プログラム評価委員会

(任務)

第88条 第3条第2項に定める領域・プログラム評価委員会は、センターの活動に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中間評価に関する事。
- (2) 事後評価に関する事。
- (3) 当該領域又は研究開発プログラムにおける実装支援プログラム（成果統合型）プロジェクト案に関わる評価に関連する事。
- (4) その他前各号に定める事項の実施に必要な事項に関する事。

(構成)

第89条 各領域・プログラム評価委員会は、委員長及び委員15名以内をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第90条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第91条 領域・プログラム評価委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 分科会は、必要に応じて開催するものとし、主査が招集する。

(評価基準)

第92条 評価の基準及び方法については別に定めるところによる。

(謝金等)

第93条 委員には別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第94条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第95条 この規則に定める事項のほか、領域・プログラム評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 第4章 事業の運営及び報告等

(運営)

第96条 領域総括及びプログラム総括は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図るため、多分野多方面の関与者の広範な参画により、研究

開発又は実装活動が効果的に行われるよう、適切かつ柔軟な運営を行う。

(成果の取扱い)

第97条 成果については、知的財産権等の確保に努めることとし、その帰属等については別に定める。また、成果を公表し、広く利用されるよう普及に努める。

(実施状況等の報告)

第98条 センターは、定期的に領域総括及びプログラム総括より進捗状況等に関する報告を求める。

(会議への報告)

第99条 センターは、会議に対し研究開発及び実装活動の進捗状況及び終了の報告等を行うものとする。

## 第5章 雑則

(事務)

第100条 事業に係る事務は、センター企画運営室が担当する。

(その他)

第101条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則 (平成18年11月22日 平成18年規則第72号)

この規則は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則 (平成19年4月11日 平成19年規則第75号)

この規則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則 (平成19年11月28日 平成19年規則第117号)

この規則は、平成19年11月28日から施行する。

附 則 (平成22年4月14日 平成22年規則第88号)

この規則は、平成22年4月14日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成22年4月6日より適用する。

附 則 (平成23年3月28日 平成23年規則第38号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月20日 平成23年規則第88号)

この規則は、平成23年4月20日から施行する。

附 則 (平成23年5月25日 平成23年規則第91号)

この規則は、平成23年5月25日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日 平成24年規則第97号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日 平成25年規則第61号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月31日 平成25年規則第118号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に選任した各委員会の委員、社会技術研究開発主監、領域総括、プログラム総括その他この規則に定めのある者（以下「委員等」とする。）は、改正後の相当規定に基づいて選任されたものとみなす。ただし、任期は、施行日における残存期間と同一の期間とする。
- 3 施行日前にした委員等の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、改正後の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。
- 4 施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、新規則及び関連例規の相当規定によってした契約、手続きその他の行為とみなす。